

エコチャレンジスクールに、 19の市立学校が再認定されました！

1月22日、「平成19年度川越市エコチャレンジスクール認定証授与式」が市役所で行われ、舟



エコチャレンジスクールに再認定された、各市立学校代表の皆さん

橋功一川越市長から認定証が手渡されました。

今年度は、小学校12校・中学校5校・市立養護学校および市立川越高校の19校が再申請を行い、認定されました。昨年度認定された38校と合わせ、現在、すべての市立学校57校がエコチャレンジスクールの活動に取り組んでいます。

川越市エコチャレンジスクール認定事業は、市の「1パーセント節電プラス1（ワン）運動」を受けて始められました。学校でも環境にやさしい取り組みを行い、子どもたちが環境を大切にする心をはぐくむことを目指しています。

各学校では、節電を呼びかけたり、教室にゴミ箱を2つ設置して分別できるようにしたりするなど、省エネや環境保全などの活動を推進しています。地域へ出て清掃活動や資源回収を行うなど、保護者や地域の皆さんの協力を得た取り組みも見られ、環境に対する意識が高まってきています。

問い合わせ…教育研究所・TEL245-2920

就学にかかる費用を 援助します

経済的理由で小中学校への就学が困難な家庭に、学用品・給食・校外活動・修学旅行・医療費など、就学にかかる費用を援助します。該当する家庭は、お子さん

が在学する学校または教育財務課（東庁舎二階）に申請してください。また、現在援助を受けていて、新年度も引き続き援助を希望する場合も、申請が必要です。詳しくは、2月12日（火）ごろ学校を通じて配布する「平成二十年度就学援助についての

- お知らせ」をご覧ください。
- 対象となる家庭**
- ①生活保護法による保護が平成十九年度中に停止または廃止されている
 - ②児童扶養手当法に基づく児童扶養手当（児童手当とは異なる）を受けている
 - ③生活保護に準ずる程度に困

窮している

提出書類

- ①申請書（学校および教育財務課にあります）
- ②平成十九年分の所得金額がわかる書類など

*申請書以外の提出書類は、申請理由などにより異なりますので、「お知らせ」で必ず確認してください。

申込期間：2月18日（月）～3月17日（月）

問い合わせ：教育財務課
TEL 224-6083

生活支援ハウスの 入居者を募集します

生活支援ハウスは、高齢者に居住機能・介護支援機能・交流機能を総合的に提供し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する施設です。事前に施設を見学してから、申し込んでください。詳しくはお尋ねください。

生活支援ハウス「メトレ」 （下広谷五二六・七）

*生活援助員を配置しているほか、各室にミニキッチン・冷暖房・トイレ・洗面台などを設置しています。

利用定員：十八人（全室個室）

募集人数：三人
入居予定：五月

サービス内容

- 各種相談と緊急時の対応
- 介護保険サービスおよび保健福祉サービスを必要とする際の利用手続きの援助など
- 地域住民との交流を図るための各種事業および交流の場の提供

費用：居住部分に係る利用料（本人の収入により月額〇円～五万円）と、光熱費・食費などの実費負担

利用対象

次の条件をすべて満たす、市内に住所を有する六十歳以上。

- 一人暮らしで、家族による援助を受けることが困難
- 高齢のため独立して生活することに不安がある

申し込み：3月10日（月）までに高齢者いきがい課（本庁舎一階）にある申請用紙に必要事項を記入して提出

利用者の決定：審査後、結果を直接本人に通知

問い合わせ：高齢者いきがい課・TEL 224-5809

所得税の申告は、 次の2会場で！

平成十九年分の所得税の申告を受け付けます。

申告期限間近は、会場がたいへん混雑します。申告が必要の方は、早めに済ませましょう。

申告内容により、会場が異なりますので、ご注意ください。

* 申告書の提出のみの方は、税務署に郵送してください。

確定申告会場

■川越税務署

所在地：〒350-8666

並木四五二二一

申告期間：2月18日(月)～3月17日(月)、午前9時～午後5時



南古谷駅から徒歩7分



川越駅西口から徒歩1分

時(土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)・3月2日(日)は、申告の相談・受付業務を行います)

申告の対象者：営業等所得がある▼農業所得がある▼不

動産所得がある▼二か所以上から給与を受けている▼給与収入(年額)が二千万円を超える▼土地・建物などの譲渡所得がある

* 贈与税の申告も、受け付けます。

還付申告会場

■東上パールビル地下一階

所在地：脇田本町一五・一三

受付期間：3月12日(水)までの午前9時～11時▼午後1時～3時(土・日曜日を除く)

* 相談開始は、午前9時30分

からです。

申告の対象者：公的年金などの受給がある▼給与所得者で医療費控除を受ける▼昨

年中に退職したなどで年末調整が済んでいない

* 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

● 国税庁ホームページで申告書の作成ができます

<http://www.nta.go.jp>

問い合わせ：川越税務署

TEL 235-9465

せんてい枝粉碎機の 貸し出しを行っています



市では、ご家庭の木などをせんていした際に発生するせんてい枝を細かく粉碎するせんてい枝粉碎機の貸し出しを行っています。昨年5月

からことし1月までの8か月間で19件の利用があり、可燃ごみの減量にご協力いただきました。

粉碎したせんてい枝は、土壌改良・雑草の発生抑制・ぬかるみや乾燥した土の舞い上がり防止などに利用できます。

粉碎機は、西清掃センターとリサイクルセンターで保管しています。貸し出し希望の方は、事前に環境施設課(本庁舎5階)に申請書の提出が必要です。詳しくはお尋ねください。

問い合わせ…環境施設課・TEL224-5589

せんてい枝などのチップを 配布します

市民の森の間伐作業で排出された樹木を粉碎したチップを、下記のとおり配布します。詳しくはお尋ねください。

日時…2月29日(金)～3月2日(日)、午前9時～午後4時(予定量を超えしだい終了)

会場…西清掃センタ

ー(笠幡3299-1)隣接保管場所

対象…市内在住

* 1世帯あたりの配布量は、1t未満です。運搬車両を用意し、運転免許証・保険証など本人確認ができる物と、ブルーシートなどチップ運搬時に飛散を防止する物を持参してください。

* チップの使用方法などのアンケートにご協力をお願いします。

問い合わせ…資源循環推進課・TEL224-5908

